

議案第 15 号

亀山市水道事業給水条例及び亀山市公共下水道条例の一部改正について

亀山市水道事業給水条例及び亀山市公共下水道条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成 30 年 2 月 23 日提出

亀山市長 櫻井 義之

別 紙

亀山市水道事業給水条例及び亀山市公共下水道条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市水道事業給水条例及び亀山市公共下水道条例の一部を  
改正する条例

(亀山市水道事業給水条例の一部改正)

第1条 亀山市水道事業給水条例(平成17年亀山市条例第138号)の一部を次のように改正する。

第35条中「又は口座振替」を「、口座振替又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第6項に規定する指定代理納付者による納付」を加える。

(亀山市公共下水道条例の一部改正)

第2条 亀山市公共下水道条例(平成17年亀山市条例第131号)の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「又は口座振替」を「、口座振替又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第6項に規定する指定代理納付者による納付」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の亀山市水道事業給水条例第35条の規定は、平成30年4月分として徴収する水道料金から適用する。

3 第2条の規定による改正後の亀山市公共下水道条例第24条第2項の規定は、平成30年4月分として徴収する公共下水道の使用料から適用する。